

総 務 経 済 委 員 会
令和 8 年 3 月 5 日（木）
午前 9 時 30 分開議

議員定数 9 名

出席議員 9 名

田中 和仁	高本 勝次
森下 伸吾	岡 弘悟
田中 博晃	小林 弘
辻本 勉	石橋 英和
中本 正人	

他に 副議長 南出 昌彦

会議に付した事件

1. 議案第 17 号 橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
2. 報告等（橋本市地域防災計画（令和 7 年度修正）について）
3. 報告等（令和 8 年度 地方税制改正の主要項目（市税関係）について）
4. 報告等（一般社団法人高野山麓ツーリズムビューローの活動報告について）
5. 報告等（衆議院議員総選挙における投票所閉鎖時刻の繰上げについて）
6. 陳情等（臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情）
7. 陳情等（橋本市情報公開条例、橋本市長が管理する公文書の開示等に関する規則の更新を求める陳情）

説明員

副 市 長	小原 秀紀	危機管理監	大岡 久子
危機管理室長	大渡 明毅	総合政策部長	井上 稔章
政策企画課長	辻本 真吾	総 務 部 長	中岡 勝則
総 務 課 長	萱野 健治	財 政 課 長	三嶋 信史
税 務 課 長	田中 恭司	消 防 長	永井 智之
経済推進部長	三浦 康広	シティ・モーション観	大福 忍
建 設 部 長	石井 隆博	上下水道部長	堤 健

健康福祉部長 犬伏 秀樹
教 育 部 長 岡 一行
監査事務局長 岩坪 恭子

病院事務局長 池之内正行
会計管理者 兼井 和彦
選管事務局長 辻本 昌亮

その他関係職員

職務のため出席した者

議会事務局長 笹山 奨
書 記 諸田 泰己

事務局次長 森本 和也

(午前9時30分 開議)

○委員長(田中和仁君) ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより、総務経済委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、2月27日の本会議において本委員会に付託された議案第17号のほか、お手元に配付の各事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第17号 橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

○委員長(田中和仁君) 議案第17号 橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(萱野健治君) おはようございます。よろしくお願いします。

今回、橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例です。条例ですが、今回の改正は、市の施設で勤務する職員等の駐車場として、その敷地の使用を許可する場合、いわゆる指定駐車場と言うところんですが、その使用料について、制度開始から15年以上経過し、見直しの時期が来ているということと、物価高騰が続く中、民間駐車場を借りている職員との不均衡を是正するというのを目的に、1台につき月額2,000円を4,000円に改正するものとなっております。4,000円とした根拠についてですが、市役所周辺含め、市内の民間駐車場の駐車場の平均を出しまして、それに基づきまして算出した金額というふうになっております。

なお、この改正に伴う利用者の負担ですが、この度、人事院勧告に基づきまして上限を

5,000円とする駐車場代の手当というのが4月から出されるようになりましたので、指定駐車場の使用者は、これまで2,000円を払っておったんですが、駐車場代は4,000円となるものの、手当として要請が支給されるということで、負担はなくなるということになります。

それともう一つの改正点が、改正前の条文のただし書以降のところで、日数が次に反するような場合半額にするということがあったんですけども、これも実質的に個人的な負担がなくなるということで、これをなくしまして、事務の煩雑さを防止して、簡素化を図るという観点から削除するものであります。

以上が、改正の概要となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長(田中和仁君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

田中委員。

○委員(田中博晃君) おはようございます。

これは、学校関係も同じということですよねですか。

○委員長(田中和仁君) 総務課長。

○総務課長(萱野健治君) そのとおりです。

○委員長(田中和仁君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(田中和仁君) ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(田中和仁君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中和仁君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長にご一任いただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（田中和仁君）ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。